

# 福島は今・・・現実と数字が違いすぎる

2019年（令和元年）5月22日（水曜日）福島民報 8版（2）

## 避難者数

## 説

## 論

最多で十六万人を超えていた東日本大震災と東京電力福島第一原発事故に伴う県民の避難者数は復興の進展で減少してきた。県の十日の発表では四月二十六日現在、県内一万一千三百三十一人、県外三万二千九百八十八人、不明十三人の合計四万三千二百四十二人となった。だが、県内避難者数を市町村が公表する数で計算すると四万六千人を超え、県の集計より約三万五千人も多い。この差は何だろう。県や国のまとめは避難者の実相を示しているのだろうか。

避難者数のうち県外分は復興庁が各都道府県を通じてまとめる。避難者の申告に基づき、自主避難者も含む。県内分は応急仮設住宅や借り上げ住宅にいる人を県が集計する。住宅を建てたり、復興公営住宅に入居したりして仮設住宅などから出ると、避難者の数からは外れる。住環境が整い生活が安定して避難は終了したという考え方だ。

しかし、県が県内避難者数を計上する十二市町村について、前の住居に戻る意思を有する人」と定義する。各市町村は住民票を維持したまま他地域で暮らす人や、住民票は移しても関係を維持したい人など幅広くとらえている。

こんな数字もある。国は原発避難者特例法によって指定十三市町村の住民は避難先住民票があるのは四万七千五百人。実際に住むのは一万一千九百七人で居住率は25・3%だ（三月末か四月一日）。

極端に言えば、旧居住地以外で住居取得が進んで県や国の統計では避難者がいる状況が解消されても、被災地の居住率は100%にほど遠いという矛盾も生じかねない。

## 実相を示しているか

て、ホームページや聞き取りから計算すると四万六千人を超えた（四月末か五月一日）。例えば浪江町の県内避難者数を県は千八百三十七人とするが、町によれば一万四千二百十二人になる。

復興庁は避難者を「震災をきっかけに住居を移転、その四月までに避難指示が解除された九市町村で、対象地に住む」と定義している。指定対象のいわき市は県の統計で県内避難者はゼロだが、特例法に基づく届け出は四月で二千八百八十人にも及ぶ。

二〇一七（平成二十九）年四月までに避難指示が解除された九市町村で、対象地に住む」と定義している。指定対象のいわき市は県の統計で県内避難者はゼロだが、特例法に基づく届け出は四月で二千八百八十人にも及ぶ。

「統計はどうあれ、必要な人には支援する」（災害対策課）と言う。「自分は避難者」という意識の人に施策を積み重ねてほしい。（佐久間 順）

執筆陣をホームページ (<http://www.minpo.jp/>) で紹介

☆放射線量が20ミリシーベルトという法令で定めた20倍まで暫定的に許された高線量地域なのだが、「避難指示」の解除がすすむ。東京オリンピックを前にして「復興五輪」という看板だけが大きく目立つ